

「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I (略)</p> <p>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 容量市場の活性化</p> <p>容量市場は、発電事業者等が、その保有する電源等を広域機関が開催するオークションに入札し、落札された電源を中長期的な供給力として確保するものである。容量市場の趣旨は、第一に、発電事業者等が一定の投資回収の予見可能性を確保すること、第二に、市場原理を通じて適切に電源の新陳代謝を行い、小売電気事業者等が効率的に中長期的に必要な供給力を確保することである。そのため、容量市場における市場支配的事業者が市場への応札価格をつり上げる又は市場への応札を差し控えることにより、約定価格が本来形成されるべき約定価格よりも高騰してしまうことは、容量市場の趣旨に反する。</p> <p>したがって、容量市場における市場支配的事業者は、容量市場において必要な供給力を確保するために必要な金額を不当に上回る約定価格が形成されないように配慮を行うことが適当である。</p> <p>なお、容量市場の入札の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「容量市場における入札ガイドライン」が参考になる。</p>	<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I (略)</p> <p>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 容量市場の活性化</p> <p>容量市場は、発電事業者等が、その保有する電源等を広域機関が開催するオークションに入札し、落札された電源を中長期的な供給力として確保するものである。容量市場の趣旨は、第一に、発電事業者等が一定の投資回収の予見可能性を確保すること、第二に、市場原理を通じて適切に電源の新陳代謝を行い、小売電気事業者等が効率的に中長期的に必要な供給力を確保することである。そのため、容量市場における市場支配的事業者 <u>(注)</u> が市場への応札価格をつり上げる又は市場への応札を差し控えることにより、約定価格が本来形成されるべき約定価格よりも高騰してしまうことは、容量市場の趣旨に反する。</p> <p>したがって、容量市場における市場支配的事業者は、容量市場において必要な供給力を確保するために必要な金額を不当に上回る約定価格が形成されないように配慮を行うことが適当である。</p> <p>なお、容量市場の入札の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「容量市場における入札ガイドライン」が参考になる。</p>

改 定 案	現 行
<p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>Ⅲ～Ⅴ (略)</p> <p><u>附則 本指針の適用</u></p> <p><u>令和3年●月●日の改定後の本指針は、同日から適用する。</u></p>	<p><u>(注) 容量市場における市場支配的事業者とは、前年度のオークションにおいて、容量市場の目標調達量を満たすために、ある事業者が保有する電源が不可欠となる場合の当該事業者をいう（初年度を除く。）。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>Ⅲ～Ⅴ (略)</p> <p><u>附則 本指針の適用</u></p> <p><u>令和3年3月30日の改定後の本指針は、同日から適用する。</u></p>